

(様式2)

3. 事後評価の実施

(1) 実施時期

令和5年10月31日 評価結果を決定

(2) 評価の方法

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定に基づき、当該事業の評価等を行った。評価を実施するメンバーは学校教育関係知識経験者等で構成されている。
また、当市で導入している行政評価制度に基づき事後評価を実施し、事後評価結果は三郷市ホームページにて公表している。

4. 総合的な所見

令和4年度への繰越となったが、同年度中に事業を完了し、施設整備計画に記載した目標を達成することができた。学校施設の老朽化対策にとどまらず、将来見込まれる教室不足の解消にも寄与するものとなった。

5. 各目標の達成状況

(1) 老朽化対策を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した ✓ 達成できなかった

【所見】

北中学校の南校舎について、外壁、屋上防水、内装仕上及び電気機械設備の改修を実施し、建物の機能が向上した。

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

(3) 教室不足の解消等を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

普通教室に冷暖房設備を設置し、将来の生徒数増加に対応するための環境を整備した。

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

6. 改築後の危険建物等のとりこわし状況

(様式3)

7. 事業ごとの実施状況

学校等の名称	目標	事業区分	整備方針				事業完了 年月日	(実施しなかった場合) 未実施の理由・今後の対応予定等	備考 (改築事業は、旧施設の とりこわし時期を明記)
			事業単位	建物 区分	構造 区分	全事業期間 (契約～完成)			
北中学校	(1)	06	大規模改造(老朽)	校	R	R4.6～R5.3	R5.3.31		
北中学校	(3)	07	大規模改造(空調)	校	-	R4.6～R5.3	R5.3.31		